

議案第五八号

三朝町営歴林焼却場設置条例を次のように制定する

昭和三十年七月一日提出

全

日

議決

三朝町長

坂出雅

三朝町会議員

天野廉

原案可決



昭和三十年三朝町条例 号

三朝町若葉林焼却場設置条例

(目的及び設置)

第一条

汚物掃除法(明治三十二年法律第三十一号)の定めるところに依り町内の塵芥を処理し清潔保持の目的を達成するため塵芥焼却場を

設置する

(名称及び位置)

第二条

塵芥焼却場の名称及び位置は次の通りとする

名称 三朝町若葉林焼却場  
位置 三朝町大字横手二百三十七番の一地

(管理)

第三条

塵芥焼却場の管理並に業務のため必要な臨時雇員を二人置く

(委任)

第四条

この条例の施行に關し必要な事項は町長が之を定める

この条例は昭和三十年七月一日より施行する